

エンジェル税制の抜本拡充(ベンチャー企業投資に対する所得控除制度の創設) (所得税)

起業初期のベンチャー企業の資本調達を強力に支援するため、設立3年未満のベンチャー企業への投資について、**所得控除制度**を導入。

現行制度(エンジェル税制)

抜本拡充

平成20年度～(所得控除制度を追加)

1. 優遇措置

- (1) 投資時点
投資額をその年の他の株式譲渡益から控除
- (2) 売却時点()
利益が出た時
譲渡益を1/2に圧縮して課税
損失が出た時
損失を翌年以降3年間の繰越控除

投資時点の優遇措置を利用した投資額分だけ取得価額を引き下げて計算。

1. 優遇措置(投資家が以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択)

A

- (1) 投資時点
投資額をその年の他の株式譲渡益から控除 …… (継続)
- (2) 売却時点(利益が出た時の優遇措置は廃止)()
損失が出た時
損失を翌年以降3年間の繰越控除 …… (継続)

B

- (1) 投資時点
(出資額 - 5千円)をその年の総所得金額等から控除
上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- (2) 売却時点(優遇措置無し)()

投資時点の優遇措置を利用した投資額分だけ取得価額を引き下げて計算。

2. 対象となるベンチャー企業

創業(設立)10年未満の、未上場の中小企業者(風俗営業等に該当する事業を行う会社、大企業の子会社を除く)のうち

1. 以下の要件を満たす企業(但し、優遇措置Bの対象となる企業は設立3年未満で前年、前々年の営業キャッシュ・フローが赤字の企業)

(1) 以下のイ、ロ要件のいずれかを満たすこと

設立経過年数	イ要件(技術開発型ベンチャー)	ロ要件(ニュービジネス型ベンチャー)
1年未満	研究者が2人以上かつ全従業員の10%以上	開発者(技術開発、商品企画、マーケティングを含む)が2人以上かつ10%以上
1年以上2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング調査費を含む)が売上高の3%超	
2年以上5年未満		
5年以上10年未満		試験研究費等が売上高の5%超

(2) 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6以上取り入れている会社であること

- 2. 認定ベンチャーキャピタルファンドの投資先
 - 3. グリーンシートエマージング銘柄の企業
- 優遇措置Bは使えない(優遇措置Aのみ)

投資時点優遇措置の抜本強化(具体的計算例)

現行の投資時点の優遇措置・・・投資額をその年の他の株式譲渡益から控除(繰延)

新たに追加された優遇措置(所得控除)・・・(出資額 - 5千円)をその年の総所得金額等から控除

上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。

投資家は、のいずれかの優遇措置を選択可能。

投資家Aさん

総所得金額 1,000万円
ベンチャーへの投資額 500万円
他の株式譲渡益 100万円

現行制度利用の場合

100万円を
株式譲渡益から控除

所得控除利用の場合

**399.5万円を
総所得金額等から控除**
総所得1000万円×40% - 5千円

所得控除

投資家Bさん

総所得金額 700万円
ベンチャーへの投資額 200万円
他の株式譲渡益 なし

利用不可

**199.5万円を
総所得金額等から控除**
投資額200万円 - 5千円

所得控除

投資家Cさん

総所得金額 500万円
ベンチャーへの投資額 800万円
他の株式譲渡益 400万円

**400万円を
株式譲渡益から控除**

199.5万円を
総所得金額等から控除
総所得500万円×40% - 5千円

現行制度も
引き続き利用可能

上場株式の譲渡益に対する税率:10%
未上場株式の譲渡益に対する税率:20%

課税所得金額に対する税率

195万円以下:5%、195万円超～330万円以下:10%
330万円超～695万円以下:20%、695万円超～900万円以下:23%、
900万円超～1,800万円以下:33%、1,800万円超:40%

効果 他の株式投資をしていない投資家も、所得控除制度導入により優遇措置が使えるようにすることで、創業期ベンチャー企業への資金供給円滑化を図り、もって我が国経済産業の発展を促す。